



税務住民課住宅下水道係  
**公営住宅・特定公共賃貸住宅の入居者を募集します**

受付期間 2月1日(水)～17日(金)  
 受付場所 税務住民課住宅下水道係窓口(役場庁舎1階4番窓口)  
 募集戸数10戸  
 持ち物 印鑑・平成16年1月から12月までの所得の状況が確認できる書類(所得証明、源泉徴収票等)

- 一般公営住宅
  - 募集団地 公園団地A1棟 場所 東町2丁目14番 間取り・戸数・家賃 3DK (50.0㎡)・1戸・8,400円～2万3,800円
  - 住宅の建築年・構造・設備等 昭和50年・簡易耐火構造平屋建・物置なし、駐車場なし
  - 浴槽・ボイラー、灯油タンク、井戸ポンプについては、入居者が設置することになります。
- 募集団地 清流団地B2棟 場所 西町3丁目14番 間取り・戸数・家賃 3DK (45.00㎡)・1戸・6,700円～1万1,800円
- 住宅の建築年・構造・設備等 昭和47年・簡易耐火構造平屋建・物置なし、駐車場なし

建 物置なし、駐車場なし  
 ボイラーについては、入居者が設置することになります。  
 なお、希望により浴槽・灯油タンク、井戸ポンプについては、前入居者のものを使用することができます。  
 入居期限付公営住宅  
 建替えの関係で入居期限付住宅。建替えに伴う移転補償の支給対象にはなりません。また、他の公営住宅への斡旋も行いません。

- 募集団地 清流団地B4棟 (平成21年3月31日期限) 場所 西町3丁目7番 間取り・戸数・家賃 3DK (43.8㎡)・3戸・6,500円～1万1,300円
- 住宅の建築年・構造・設備等 昭和47年・簡易耐火構造平屋建・物置なし、駐車場なし
- 浴槽・ボイラー、灯油タンク、井戸ポンプについては、入居者が設置することになります。
- 募集団地 清流団地D4棟 (平成21年3月31日期限) 場所 西町3丁目7番 間取り・戸数・家賃 2DK (39.6㎡)・1戸・6,100円～1万1,800円
- 住宅の建築年・構造・設備等 昭和48年・簡易耐火構造平屋建・物置なし、駐車場なし

ボイラー、灯油タンク、井戸ポンプについては、入居者が設置することになります。  
 なお、希望により浴槽については、前入居者のものを使用することができます。  
 募集団地 清流団地D1棟 (平成20年3月31日期限) 場所 西町3丁目7番 間取り・戸数・家賃 3DK (59.9㎡)・1戸・1万3,600円～2万2,900円
- 住宅の建築年・構造・設備等 昭和49年・準耐火構造2階建・物置なし、駐車場なし
- 灯油タンクについては、入居者が設置することになります。
- なお、希望により浴槽(風呂釜)、井戸ポンプについては、前入居者のものを使用することができます。

- 募集団地 清流団地D2棟 (平成20年3月31日期限) 場所 西町3丁目7番 間取り・戸数・家賃 3DK (59.9㎡)・1戸・1万3,600円～2万2,900円
- 住宅の建築年・構造・設備等 昭和49年・準耐火構造2階建・物置なし、駐車場なし
- 浴槽・ボイラー、灯油タンク、井戸ポンプについては、入居者が設置することになります。
- 募集団地 清流団地D3棟 (平成20年3月31日期限) 場所 西町3丁目7番 間取り・戸数・家賃 2DK

同居、または同居しようとする親族のいる方  
 世帯の収入金額が国で定める収入基準の範囲内の方(月額所得が20万円～60万1,000円未満) 状況によって変わる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。  
 選考方法 公営住宅等入居者選考委員会を開催し入居者を決定。  
 上記委員会決定されなかった場合は公開抽選会を開催しますが開催日は未定です。  
 入居予定日 3月上旬  
 敷 金 家賃の3カ月分  
 お問い合わせ 税務住民課住宅下水道係 ☎ 2111(内線129)

- 募集団地 清流団地D2棟 (平成20年3月31日期限) 場所 南町1丁目7番 間取り・戸数・家賃 3LDK (80.9㎡)・1戸(2階)・5万5,700円～7万3,500円
- 住宅の建築年・構造・設備等 平成10年・鉄筋コンクリート造2階建 浴室(ユニットバス付き)、物置付き、駐車場1台
- 入居資格 町内に住所または勤務地を有する方および本町に居住を希望されている方で、次の要件に該当する方

税務住民課環境衛生係  
**しらかば清掃センターへ直接持込ごみの処理料金がかわります**  
 平成18年4月1日より、しらかば清掃センターへ直接ごみを持ち込んだ場合のごみ処理手数料が左上の表のとおり改正になります。  
 お問い合わせ 大雪清掃組合(しらかば清掃センター・リサイクルプラザたいせつ) 美瑛町字下宇莫別第5 ☎ 92 2247(税務住民課環境衛生係 ☎ 82 2111内線123)

ごみの種類	3月31日まで(改正前)	4月1日から(改正後)
直接個人が持ち込む家庭から排出された可燃ごみ・不燃ごみ(一般廃棄物)	100kgまで200円、100kgを超える10kgごとに20円の加算	10kgごとに60円(平成20年4月1日からは、10kgごとに80円になります。)
事業系一般廃棄物	10kgにつき40円	無 料
分別された資源ごみ	無 料	無 料
東川町・東神楽町・美瑛町以外の区域から排出された一般廃棄物	10kgにつき700円	10kgにつき700円

10kg未満は10kgとして計算します。10kgを超える場合で端数があるときは、その端数を10kgとして計算します。



税務住民課総合収納対策室  
**休日の納付(納税)相談窓口を開設します**

長引く不況等により厳しい生活が強いられている状況で、町税並びに各種使用料等の滞納額も年々増加する一方です。しかし、厳しい状況の中でも生活費を節約して納税して下さる方や、納税計画により毎月決まった額を納入して下さる方もいます。そこで、公平性を保つことを目的に、町税(町道民税、軽自動車税、固定資産税)を納入期限までに納付できなかった方を対象に、次のとおり夜間の納付(納税相談)窓口を開設します。また、町税の相談に併せて、国民健康保険料、介護保険料、公営住宅使用料、下水道使用料、保育料などの納付や相談を行うことができますので、ご利用ください。

なお、残念ながら納付意識や納付のない方には、滞納処分(給料、不動産、銀行預金等の差押や公売等)または強制執行を実施する場合もありますので、ご注意ください。  
 実施日 2月24日(金)、2月26日(日)、2月27日(月)  
 時間 24日 27日 午後5時～午後8時まで / 26日 午前9時～午後5時まで  
 場所 役場1階税務住民課4番窓口

# 所得税の確定申告のお知らせ

所得税の確定申告と納税は、  
**3月15日(水)までです。**

申告または相談は次の場所で  
 税務署が対応する会場  
**旭川北洋ビル9階** 旭川市4条通9丁目のみです。  
 税務署内では申告相談会場を設置しておりません。なお、期間は1月19日(木)～3月15日(水)開設しています。(土・日曜・祝日を除く。)

役場が対応する会場  
**役場1階 第1小会議室** (正面玄関入って左)  
 還付及び相談期間は 2月1日(水)～3月15日(水)まで開設しています。(土・日曜・祝日は閉庁です。) なお、納付申告については 従来どおり2月16日(木)から3月15日(水)の期間でしか受付できません。

申告はお早めに  
 申告期限間際になりますと、大変込み合いますので、お早めに済ませましょう。  
 確定申告書の作成はご自分で  
 「申告書の書きかた」「所得税の確定申告の手引き」等を用意してありますので、ご自分で記載しましょう。  
 納税は振替で  
 税金の納付には、振替納税を利用していただきますようお願いしています。

インターネット(国税庁のホームページ)をご利用ください  
 【<http://www.nta.go.jp/>】内にある「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。また、土地、建物をお売りになった方用に、札幌国税局ホームページのアドレス【<http://www.sapporo.nta.go.jp>】に「譲渡所得の内訳書(土地・建物用)作成コーナー」を掲載していますので、